**平成２５年（フ）第５５１号**
東京都千代田区一番町15―20―201
破産者　森本　　博
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５５４号**
東京都立川市曙町３丁目24―28―106、開始決定時の住所東京都渋谷区本町６丁目35―８―210
破産者　上村　弘樹
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５６８号**
東京都新宿区大久保２丁目20―３―401
破産者　吉田　晶子
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６２４号**
埼玉県さいたま市緑区道祖土１丁目25―12―402
破産者　佐藤夕紀子
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６２５号**
埼玉県春日部市大場1376―８
破産者　関　　昌代
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６７１号**
東京都三鷹市野崎３丁目17―５―12
破産者　関口工業所こと　吉野　弘幸（旧姓関口）
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６７５号**
東京都町田市木曽東４丁目14―イ28―309
破産者　大窪　英生
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６８０号**
東京都杉並区堀ノ内２丁目１―44―507
破産者　山崎　俊伸
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７０２号**
東京都武蔵野市関前５丁目21―39
破産者　飯田　　操
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７０３号**
東京都武蔵野市関前５丁目21―39
破産者　飯田　江美
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７０７号**
東京都西東京市中町５丁目７―18
破産者　水間　昭芳
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７０８号**
東京都西東京市中町５丁目７―18
破産者　水間　昌子（旧姓平塚）
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７１６号**
神奈川県相模原市中央区田名2098―24
破産者　松倉　宗夫
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７１７号**
神奈川県相模原市中央区田名2098―24
破産者　松倉千代子
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７１９号**
東京都江戸川区篠崎町４丁目33―１　サンブリッジⅡ301
破産者　村上　智信
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７２８号**
東京都港区赤坂９丁目６―28―806
破産者　向井久美子
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７４８号**
東京都江戸川区中葛西５丁目23―８―101
破産者　篠宮　　勝
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８０８号**
東京都大田区北千束１丁目53―10―204
破産者　阿部　久子
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８１４号**
埼玉県入間市大字仏子1159―６
破産者　吉川　玉寿
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８４２号**
神奈川県横須賀市林４丁目１―３
破産者　池田　裕行
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第８４７号**
千葉県船橋市八木が谷４丁目15―１―302
破産者　千葉　剛樹
1　決定年月日　平成25年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１１８６０号**
東京都渋谷区宇田川町２番１
破産者　アーチクリエイションズ株式会社
1　決定年月日　平成25年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部